

申請方法がオンラインに変更になりました

(令和7年度新規及び継続申請用)

保護者の方へ ～ 就学援助制度のお知らせ ～

長岡京市教育委員会

1. 就学援助制度とは

生活保護を受けている世帯〈保護者〉及び、経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して行う経済的な援助です。

2. 就学援助の種類

(a) 要保護児童・生徒 …………… 生活保護を受けている世帯〈保護者〉

(b) 準要保護児童・生徒 …………… 経済的理由によって、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者

3. 援助の内容(令和6年度支給額)

	要保護	準要保護	支給時期	援助内容		
				小学校	中学校	備考
学用品費 通学用品費		○	認定日の翌月末頃	1年 11,630円	1年 22,730円	(※1)
				2年~13,900円	2年~25,000円	
新入学児童・生徒 学用品費		○	5月末	1年 57,060円	1年 63,000円	4月末認定までの1年生に限りです
校外活動費		○	実施後随時	実費(※2)		
修学旅行費	○	○	実施後随時	実費(※2、※3)		
学校給食費		○	学期終了後随時	実費(※4)	実費(※4)	小学校は学校長へ支払われます 中学校は引落しが発生しません
体育実技用具費		○	11月以降随時		実費(※2)	中学校のみ
PTA会費		○	認定日の翌月末頃	2,400円(※1)	3,000円(※1)	同一校に兄弟姉妹がいる場合は、最高学年の児童・生徒のみ
生徒会費		○			1,440円(※1)	中学校のみ。
医療費	○	○	随時	自己負担額		学校の健康診断で、以下の学校病の所見を受けた場合のみ、自己負担額が医療機関へ支払われます。 原則、医療券の有効期限内のみ、医療機関での受診が可能です。 <u>対象学校病</u> : むし歯、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、結膜炎、トラコーマ、膿疱疹、白癬、疥癬、寄生虫病(※5)

※1 年額です。認定月により月割となります。

※2 校外活動費、修学旅行費及び体育実技用具費は、実施(購入)以前の認定が対象となります。

※3 京都府立中学校へ就学している場合の修学旅行費は、本来校の同年度の修学旅行費実績額を上限として支給します。

※4 学校給食費は、4月末認定までの1年生を除き、支給開始月以降が対象となります。

※5 医療費は、4月末認定までの1年生を除き、健康診断以前の認定が対象となります。

申請締切

【継続・新1年以外】

令和7年2月28日(金)

【転入、新小1年、新中1年】

令和7年4月15日(火)

4. 申請方法

右記 QR コードを読み込み、LINE の長岡京市公式アカウントから申請してください。

申請時には、①振込先口座がわかるもの(通帳等)、②**その他必要書類**をお手元にご用意ください。



手続きにかかる時間(目安):10

5. その他必要書類(準要保護認定として申請する場合のみ)

(1) 令和6年1月1日時点で、**長岡京市に住民票がない世帯員がいる場合、**

その全員分、前住所地の市区町村発行の
課税(非課税)証明書(令和6年度)
または 納税通知書(令和6年度)

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間に得た所得等が記載されたものです。

※なお、添付書類には、収入金額・社会保険料・住民税額が明記されている必要があります。

(2) 世帯員の中で、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている方がいる場合、該当する障がい者手帳

添付書類が用意できない等特別な事情がある場合は、学校または下記お問い合わせ先までご相談ください。

《 注意 》

- ①世帯の中で対象となる児童・生徒が複数いる場合、まとめて1回での申請ができません。お手数ですが、それぞれの**児童生徒1人につき1回、申請してください。**
申請された児童生徒しか審査できません。
- ②審査の結果、不認定となり、就学援助を受けられない場合がありますが、認定不認定によらず、結果は4月中旬頃に郵送により通知します。通知が届かない場合は、学校教育課にお問い合わせください。
- ③申請締切日までに申請がない場合、その後申請されても翌月の申請扱いとなります。その後認定された場合、就学援助費は認定月以降が対象(認定のない期間中の補助対象費用は自己負担)となります。
- ④18歳以上の世帯員で、税務署等で確定申告されていない、またはどなたの扶養にも入っておられない場合は長岡京市税務課での申告が必要です。申告を済ませたうえで申請してください。
- ⑤申請内容や必要書類に不備がある場合、税務署等で未申告の場合は、不認定となりますのでご注意ください。その後に不備を訂正または税務課で申告した上で認定されたとしても、就学援助費は認定された月以降が支給の対象となります。

《 不認定になった場合 》

本申請時点では令和6年度の住民税課税状況(令和5年分所得等)を元に審査を行います。審査の結果不認定となることもありますが、不認定となった場合でも課税年度が切り替わる令和7年6月に再度申請していただきますと、新年度の課税状況等を元に審査いたします。

(参考)令和6年度住民税は令和5年1月1日から同年12月31日の収入額をもとに算定されています。

《 オンライン申請が難しい場合 》

原則オンラインでの申請が必要ですが、スマートフォンがない等、実施が難しい場合下記のお問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ先

長岡京市教育委員会 学校教育課 学務係
電話 075-955-9544(直通)
メール gakkoukyouiku@city.nagaokakyo.lg.jp